

災害時の医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。
- 3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。
- 4 乙は、郡市歯科医師会に対し、市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

- 第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（医療救護計画）

- 第3条 乙は、甲からの医療救護班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。
- (1) 医療救護班の編成計画
 - (2) 医療救護班の医療救護活動計画
 - (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
 - (4) 医療救護訓練の計画
 - (5) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

- 第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町が避難所、避難場所又は災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。
- 2 医療救護班の業務は次のとおりとする。
- (1) 歯科傷病者に対する応急処置
 - (2) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
 - (3) その他必要な処置

（医療救護班に対する指揮）

- 第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び携行品の破損等に係る経費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成24年3月6日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

浜田 恵造



乙 香川県高松市錦町2丁目8番38号
社団法人香川県歯科医師会
会 長

豊嶋 健治

